

## あおしんファームバンキングサービス取扱規定

### 1. あおしんファーム・ホームバンキングサービス

- (1) 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
- (2) あおしんファーム・ホームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有管理する端末機による依頼にもとづき、次の取引・照会を行なう場合に利用できるものとします。
  - ① 依頼人があらかじめ届出した依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、依頼人があらかじめ届出した預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金することができます。

なお、この場合、入金先の情報は事前に届出（以下「事前登録方式」といいます。）することとします。
  - ② 本サービスのご利用口座として事前に届出のある支払指定口座について、所定の照会を行なうことができます。
- (3) 本サービスで利用できる端末機は次のとおりとします。
  - ① プッシュホン式電話
  - ② ファクシミリ
  - ③ パーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）
  - ④ ホームユース端末
  - ⑤ ANSER-SPC（以下「SPC」といいます。）
- (4) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
  - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
  - ② 入金指定口座と支払指定口座とが異なる名義の場合、同一名義であっても双方が当金庫の異なる本支店にある場合および入金指定口座が当金庫以外の金融機関の本支店にある場合には、「振込」として取扱います。
- (5) 第2項各号に掲げる端末機等により、振替もしくは振込の依頼内容を送信するときは、次により取扱うものとします。
  - ① プッシュホン式電話による依頼は、当金庫が定めた番号あてに依頼人が占有管理する電話（プッシュホン）を使用して送信してください。
  - ② ファクシミリによる依頼は、当金庫が定めた番号あてに依頼人が占有管理するファクシミリ（プッシュホン）を使用して送信してください。
  - ③ パソコンによる依頼は、当金庫が定めた番号あてに依頼人が占有管理するパソコンを使用して送信してください。
  - ④ ホームユース端末による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届け出た電話番号のホームユース端末を使用して送信してください。
  - ⑤ SPC 端末による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届け出た電話番号の SPC 端末を使用して送信してください。

### 2. 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合には、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を第1条第2項各号に掲げる端末機等より操作してください。
- (2) 当金庫は端末種別毎に次の要件が満たされているときは、送信者を依頼人とみなします。
  - ① プッシュホンによる依頼は、当金庫で受信した登録番号（受取人番号）および振込振替暗証番号が、届出の登録番号および振込振替暗証番号と一致していること。
  - ② ファクシミリによる依頼は、当金庫で受信した登録番号（受取人番号）および振込振替暗証番号が、届出の登録番号および振込振替暗証番号と一致していること。
  - ③ パソコンによる依頼は、当金庫で受信した受取人番号および振込振替暗証番号（可変）が、届出の受取人番号および振込振替暗証番号（可変）と一致していること。
  - ④ ホームユース端末による依頼は、当金庫で受信した受取人番号および振込振替暗証番号が、届出の受取人番号および振込振替暗証番号と一致していること。ならびに当金庫で受信したホームユース端末の電話番号が、あらかじめ届出されたホームユース端末の電話番号と一致していること。

- ⑤SPC 端末による依頼は、当金庫で受信した受取人番号および振込振替暗証番号が、届出の受取人番号および振込振替暗証番号と一致していること。ならびに当金庫で受信した SPC 端末の電話番号が、あらかじめ届出された SPC 端末の電話番号と一致していること。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が 1 件毎に振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は振込指定日または振替指定日に、支払指定口座から振込金額と第 4 条第 2 項の手数料金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。なお、日付指定のご依頼（振込・振替の予約）の場合は、指定日に支払指定口座から振込金額と第 4 条第 2 項の手数料金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定または貯蓄預金規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱による 1 回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ届出した金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、振込および振替のお取扱はできません。
- ①振込または振替処理時に、振込金額、第 4 条第 2 項の手数料金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるとき。ただし、支払指定口座からの引落しが複数ある場合に、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能金額をこえるときは、そのいずれかを引落すかは当金庫の任意とします。
- ②支払指定口座または入金指定口座が解約済のとき。
- ③依頼人から支払指定口座または入金指定口座に対して、支払停止または入金停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行なったとき。
- ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引日において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。
- (9) ご依頼の内容に基づき当金庫所定の方法により振込・振替処理したのについて取消・訂正する場合は、お取引店において「組戻し」手続きをしてください。

### 3. 訂正等

本サービスにより照会を行なう場合は、第 2 条第 1 項に準じて送信操作をしてください。

また、照会に対して当金庫が送信した内容につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した内容について変更または取消をすることがあります。

### 4. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月 10 日（土日祝日の場合は翌営業日）に当金庫が別にお知らせした所定の基本手数料を支払ってください。
- (2) 本サービスにより振込もしくは振替をする場合には、当金庫が別にお知らせした所定の振込手数料を支払ってください。
- (3) 本サービスの振込手数料は、振込・振替の都度支払う方式か月間における手数料合計を一括して支払うかご依頼人の指定による方法で支払ってください。
- (4) 「組戻し」の取扱いをした場合は、当金庫が別にお知らせした所定の組戻手数料を支払ってください。
- (5) 上記の基本手数料および振込手数料は、諸般の事情により変更することがあります。

### 5. 取引内容の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、貯蓄預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。
- (2) 万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (3) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

## 6. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) 本サービスによる振込または振替依頼の受付時に、第2条第2項各号の一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 7. 届出事項の変更等

暗証番号、入金・支払指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振込または振替が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

## 9. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座規定を含みます。）、貯蓄預金規定および当座勘定規定によります。

## 11. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 12. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2020年4月1日現在)

以上